

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則..... (農業支援課)	19
告 示	
○土地改良法による道営換地処分..... (農業施設管理課)	21
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	21
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	22
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	22
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	22
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路課)	23
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (砂防災害課)	23
支庁告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	23
札幌医科大学告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件).....	25
道監査委員公表	
○監査公表第6号.....	25
○監査公表第7号.....	25
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	26
○特定調達契約に係る入札の公告.....	26

規 則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年9月12日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第119号
農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則
農業協同組合法施行細則(平成15年北海道規則第73号)の一部を次のように改正する。

第4条から第7条までを次のように改める。

第4条から第7条まで 削除

第20条の見出し中「仮理事」を「一時理事の職務を行うべき者等」に改め、同条中「第40条第1項」の次に「若しくは第3項」を加える。

第21条第4号イ中「よる」の次に「公告及び催告(同条第3項の規定により各別の催告をすることを要しない場合にあつては、公告)の」を加え、同号ウ中「による手続を要する」を「の適用を受ける」に、「その」を「同項本文の規定による」に改め、「こと」の次に「又は同項ただし書に該当すること」を加える。

第24条第2項を削る。

第25条中「第50条の2第8項」を「第50条の2第7項」に改める。

第26条中「第50条の2第8項」を「第50条の2第7項」に改め、同条第5号中「よる」の次に「公告及び催告(同条第3項の規定により各別の催告をすることを要しない場合にあつては、公告)の」を加え、同条第6号中「第50条の4第4項」を「法第50条の4第4項」に、「による手続を要するときは、その」を「の適用を受ける場合にあつては、同項本文の規定による」に改め、「こと」の次に「又は同項ただし書に該当すること」を加える。

第27条第1項中「第189条第1項」を「第232条第1項」に改め、同条第2項中「第169条第7項」を「第202条第7項」に、「第189条第6項」を「第232条第6項」に改める。

第28条中「第173条第2項」を「第206条第2項」に改める。

第29条中「第188条第1項第19号」を「第231条第1項第19号」に、「第188条第3項」を「第231条第3項」に改める。

第33条第2項各号列記以外の部分中「書類」を「書面」に改め、同項第2号中「又は総代会」を「、総代会、理事会又は経営管理委員会」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 合併契約の内容を記載した書面

第33条第2項第5号中「書類」を「書面」に改め、同号ア中「よる」の次に「公告及び催告(同条第3項の規定により各別の催告をすることを要しない場合にあつては、公告)の」を加え、同号イ中「による手続を要する」を「の適用を受ける」に、「その」を「同項本文の規定による」に改め、「こと」の次に「又は同項ただし書に該当すること」を加え、同項第6号、第7号、第10号及び第11号中「書類」を「書面」に改め、同条第3項を削る。

第34条第5号ア中「に規定する」を「の規定による公告及び催告(同条第3項の規定により各別の催告をすることを要しない場合にあつては、公告)の」に改め、同号イ中「に規定する手続を要する」を「の規定の適用を受ける」に、「その」を「同項本文の規定による」に改め、「こと」の次に「又は同項ただし書に該当すること」を加える。

第38条第3号を次のように改める。

(3) 合併契約の内容を記載した書面

第38条第6号ア中「よる」の次に「公告及び催告(同条第3項の規定により各別の催告を

することを要しない場合にあっては、公告)の」を加え、同号イ中「による手続を要する」を「の適用を受ける」に、「その」を「同項本文の規定による」に改め、「こと」の次に「又は同項ただし書に該当すること」を加える。

第41条第1項中「第188条第1項第20号」を「第231条第1項第20号又は信用事業命令第58条第1項第15号」に改める。

第44条の2中「第183条」を「第226条」に改める。

第44条の3中「第185条」を「第228条」に改める。

第45条中「添付すべき」の次に「書面又は」を加える。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第1号様式から別記第4号様式まで 削除

別記第8号様式中「添付書類」を「添付書面」に改め、同様式の添付書面2の事項及び3の事項中「書類」を「書面」に改める。

別記第18号様式中「仮理事選任（総会招集）請求書」を「一時理事等選任（総会招集）請求書」に改め、「第40条第1項（」の次に「第3項、」を加え、「仮理事の」を「一時理事（監事、代表理事）の職務を行うべき者（仮理事）の」に改め、同様式の3の事項及び4の事項中「役員」の次に「（代表理事）」を加える。

別記第19号様式の添付書類5の事項中「催告」の次に「（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）」を加え、同様式の添付書類6の事項中「書面」の次に「（出資1口の金額を減少しても異議を述べた債権者を害するおそれがないことを証する書面）」を加える。

別記第21号様式中「添付書類」を「添付書面」に改め、同様式の添付書面3の事項を次のように改める。

3 譲渡の契約の内容を記載した書面

別記第21号様式の添付書面5の事項中「催告」の次に「（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）」を加え、同様式の添付書面6の事項中「書面」の次に「（信用事業を譲渡しても異議を述べた債権者を害するおそれがないことを証する書面）」を加え、同様式の添付書面7の事項から9の事項まで及び注の事項中「書類」を「書面」に改める。

別記第22号様式中「添付書類」を「添付書面」に改め、同様式の添付書面2の事項中「総代会」の次に「、理事会、経営管理委員会」を加え、同様式の添付書面3の事項を次のように改める。

3 譲受けの契約の内容を記載した書面

別記第22号様式の添付書面5の事項中「催告」の次に「（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）」を加え、同様式の添付書面6の事項中「書面」の次に「（信用事業の譲受けをして

も異議を述べた債権者を害するおそれがないことを証する書面）」を加え、同様式の添付書面7の事項中「書類」を「書面」に改め、同様式の添付書面11の事項中「書類」を「書面」に改め、同事項を同様式の添付書面12の事項とし、同様式の添付書面10の事項中「書類」を「書面」に改め、同事項を同様式の添付書面11の事項とし、同様式の添付書面9の事項中「書類」を「書面」に改め、同事項を同様式の添付書面10の事項とし、同様式の添付書面8の事項中「書類」を「書面」に、「及び利益処分計算書又は損失処理計算書」を「、株主資本等変動計画書」に改め、「役員」の次に「（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）」を加え、同事項を同様式の添付書面9の事項とし、同様式の添付書面7の事項の次に次の1事項を加える。

8 譲受け後における組合の事業計画書

別記第22号様式の注の事項中「8」を「9」に、「書類」を「書面」に、「9」を「10」に、「10」を「11」に改める。

別記第22号様式の2を削る。

別記第23号様式中「第50条の2第8項」を「第50条の2第7項」に改める。

別記第24号様式中「第50条の2第8項」を「第50条の2第7項」に改め、同様式の添付書類5の事項中「催告」の次に「（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）」を加え、同様式の添付書類6の事項中「書面」の次に「（共済事業（共済契約）を譲渡（移転）しても異議を述べた債権者を害するおそれがないことを証する書面）」を加える。

別記第25号様式中「第189条第1項」を「第232条第1項」に改める。

別記第26号様式中「第169条第7項（第189条第6項）」を「第202条第7項（第232条第6項）」に改める。

別記第27号様式中「第173条第2項」を「第206条第2項」に改める。

別記第36号様式その1中「添付書類」を「添付書面」に改め、同様式その1の添付書面3の事項を次のように改める。

3 合併契約の内容を記載した書面

別記第36号様式その1の添付書面5の事項中「催告」の次に「（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）」を加え、同様式その1の添付書面6の事項中「書面」の次に「（合併をしても異議を述べた債権者を害するおそれがないことを証する書面）」を加え、同様式その1の添付書面7の事項及び8の事項中「書類」を「書面」に改め、同様式その1の添付書面18の事項中「書類」を「書面」に改め、同事項を同様式その1の添付書面21の事項とし、同様式その1の添付書面17の事項中「書類」を「書面」に改め、同事項を同様式その1の添付書面20の事項とし、同様式その1の添付書面16の事項中「書類」を「書面」に改め、同事項を同様式その1の添付書面19の事項とし、同様式その1の添付書面15の事項中「書類」を「書

面」に、「及び利益処分計算書又は損失処理計算書」を、「株主資本等変動計画書」に改め、「役員」の次に「（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）」を加え、同事項を同様式その1の添付書面18の事項とし、同様式その1の添付書面14の事項中「書類」を「書面」に改め、同事項を同様式その1の添付書面17の事項とし、同様式その1の添付書面13の事項の次に次の3事項を加える。

14 合併により設置される農業協同組合（農業協同組合連合会）の信用事業規程

15 事務所の位置を記載した書面

16 当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者の当該組合のために特定信用事業代理業を行う営業所又は事業所を記載した書面

別記第36号様式その1の注1の事項から注3の事項までの規定中「書類」を「書面」に改め、同様式その1の注4の事項中「17」を「20」に、「書類」を「書面」に改め、同様式その1の注5の事項中「15」を「18」に、「書類」を「書面」に、「16」を「19」に、「17」を「20」に改め、同様式その2中「添付書類」を「添付書面」に改め、同様式その2の添付書面2の事項中「総代会」の次に「、理事会、経営管理委員会」を加え、同様式その2の添付書面3の事項を次のように改める。

3 合併契約の内容を記載した書面

別記第36号様式その2の添付書面5の事項中「催告」の次に「（公告を官報のほか時事に関する事項を記載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）」を加え、同様式その2の添付書面6の事項中「書面」の次に「（合併をしても異議を述べた債権者を害するおそれがないことを証する書面）」を加え、同様式その2の添付書面7の事項及び8の事項中「書類」を「書面」に改め、同様式その2の添付書面15の事項中「書類」を「書面」に改め、同事項を同様式その2の添付書面18の事項とし、同様式その2の添付書面14の事項中「書類」を「書面」に改め、同事項を同様式その2の添付書面17の事項とし、同様式その2の添付書面13の事項中「書類」を「書面」に改め、同事項を同様式その2の添付書面16の事項とし、同様式その2の添付書面12の事項中「書類」を「書面」に、「及び利益処分計算書又は損失処理計算書」を、「株主資本等変動計画書」に改め、「役員」の次に「（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）」を加え、同事項を同様式その2の添付書面15の事項とし、同様式その2の添付書面11の事項中「書類」を「書面」に改め、同事項を同様式その2の添付書面14の事項とし、同様式その2の添付書面10の事項の次に次の3事項を加える。

11 合併後存続する農業協同組合（農業協同組合連合会）の信用事業規程

12 事務所の位置を記載した書面

13 当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者の当該組合のために特定信用事業代理業を行う営業所又は事業所を記載した書面

別記第36号様式その2の注1の事項及び注2の事項中「書類」を「書面」に改め、同様式

その2の注3の事項中「14」を「17」に、「書類」を「書面」に改め、同様式その2の注4の事項中「12」を「15」に、「書類」を「書面」に、「13」を「16」に、「14」を「17」に改める。

別記第36号様式の2を削る。

別記第37号様式の添付書類5の事項中「催告」の次に「（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）」を加え、同様式の添付書類6の事項中「書面」の次に「（権利義務を承継しても異議を述べた債権者を害するおそれがないことを証する書面）」を加える。

別記第41号様式の添付書類5の事項を次のように改める。

5 合併契約の内容を記載した書面

別記第41号様式の添付書類8の事項中「催告」の次に「（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）」を加え、同様式の添付書類9の事項中「書面」の次に「（合併をしても異議を述べた債権者を害するおそれがないことを証する書面）」を加える。

別記第44号様式中「子会社」の次に「、信用事業受託者、共済代理店」を加える。

別記第50号様式の添付書類4の事項中「利益処分計算書又は損失処理計算書」を「株主資本等変動計算書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の農業協同組合法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の農業協同組合法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告

示

北海道告示第757号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、北斗市東開発地区の換地処分をした。

平成18年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第758号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成18年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 函館市汐首町128の1・132の1・133の1・133の2・134の1・134の3・439(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)、440の1、466の2
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第759号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成18年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内708の3(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指 定 の 目 的 水源のかん養
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第760号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成18年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
 - (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第761号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成18年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡美深町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡美深町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び美深町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第762号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1	道路の種類	道道		
2	路線名	比布愛別停車場線		
3	道路の区域			
	区 間	変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間		
	上川郡比布町7番1地先から	前 10.90mから	400.00m	
	上川郡愛別町字金富162番1地先まで	21.82mまで		
		前 19.00mから	400.00m	
		34.68mまで		
		前 10.00mから	427.00m	
		25.00mまで		
		後 12.00mから	400.00m	
		34.68mまで		

北海道告示第763号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成18年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
芦別旭町1(Ⅰ-0-452-452)
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市旭町(次の図のとおり)
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

4 同法第8条2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を北海道札幌土木現業所及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。)

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第20号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年9月12日

北海道石狩支庁長 三好 昇

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

(ア) 液状凍結防止剤(塩化カルシウム水溶液)	1kg当たりの単価
(イ) 粒状凍結防止剤	
a 塩化ナトリウムと塩化マグネシウムの混合物	1kg当たりの単価
b 塩化カルシウム	1kg当たりの単価
(ウ) 滑り止め材	
a 砂箱用(3kg袋)	1kg当たりの単価
b 散布用(バラ積み又は1tフレキシブルコンテナ)	1kg当たりの単価

(ア)、(イ)及び(ウ)については、それぞれの入札とする。

イ 数量(調達予定数量)

(ア) 液状凍結防止剤(塩化カルシウム水溶液)	807,000kg
(イ) 粒状凍結防止剤	
a 塩化ナトリウムと塩化マグネシウムの混合物	1,036,000kg
b 塩化カルシウム	199,000kg
(ウ) 滑り止め材	
a 砂箱用(3kg袋)	67,200kg
b 散布用(バラ積み又は1tフレキシブルコンテナ)	1,370,000kg

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 平成18年11月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 納入場所 北海道札幌土木現業所千歳出張所、岩見沢出張所、滝川出張所、深川出張所、当別出張所及び長沼出張所の指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成18年9月12日から10月2日まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道札幌土木現業所3階第1会議室(送付による場合は、郵便番号 064-0811 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課)
- (2) 入札日時 平成18年10月23日 午後1時30分
(送付による場合は、平成18年10月20日必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール(アドレス: tagami.riyouichi@pref.hokkaido.lg.jp)で申し込むこと。

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。
- 9 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
電話番号 011-561-0201 内線 212
- 10 Summary
- A . Nature and quantity of the products to be procured.
- a . Nature: a unit price per kg
- (a) Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)
- (b) Granular cryoprotectant
- (1) Sodium chloride and a mixture of magnesium chloride
- (2) Calcium chloride
- (c) The materials which stop sliding
- (1) A thing to install in a gravel box(Entering 3 kg bag)
- (2) A thing to scatter (singly heaping or 1t flexible container)
- b . Quantity
- (a) Approximately 807,000 kg
- (b)(1) Approximately 1,036,000 kg
- (2) Approximately 199,000 kg
- (c)(1) Approximately 67,200 kg
- (2) Approximately 1,370,000 kg
- B . Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., October 23, 2006. (mailed bids must arrive no later than October 20, 2006)
- C . Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Spporo District Public Works Management Office, Minami 11-jo, Nisi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 064-0811 Japan.
Phone : 011-561-0201 Extension 212

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第58号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年9月12日

札幌医科大学長 今井浩三

- 落札に係る物品等の名称及び数量
放射線治療システム 一式
- 落札を決定した日
平成18年8月1日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 東芝メディカルシステムズ株式会社
(2) 住所 栃木県大田原市下石上1385番地
- 落札金額
236,250,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成18年6月20日付け札幌医科大学告示第54号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 札幌医科大学事務局業務課
(2) 所在地 札幌市中央区南1条西16丁目

札幌医科大学告示第59号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年9月12日

札幌医科大学長 今井浩三

- 落札に係る物品等の名称及び数量
注射薬自動払出システム 一式
- 落札を決定した日
平成18年8月4日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 アクテック株式会社
(2) 住所 札幌市豊平区美園2条3丁目2番25号

- 落札金額
57,750,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成18年6月23日付け札幌医科大学告示第56号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 札幌医科大学事務局業務課
(2) 所在地 札幌市中央区南1条西16丁目

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成17年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る定期監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総務課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成18年9月12日

北海道監査委員 高橋 由紀雄
北海道監査委員 加藤 唯勝
北海道監査委員 宮間 利一
北海道監査委員 見野 全

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成16年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総務課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成18年9月12日

北海道監査委員 高橋 由起雄
北海道監査委員 加藤 唯勝
北海道監査委員 宮間 利一
北海道監査委員 見野 全

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第133号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成18年9月12日

北海道警察本部長 樋口 建史

1 資格及び調達をする賃借物品等の種類

平成18年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成18年9月12日に一般競争入札の公告を行う運転免許証ファイリング装置の賃貸借契約
- (2) 資 格 運転免許証ファイリング装置の賃貸借の資格(以下「資格」という。)
- (3) 物 品 等 の 種 類 運転免許証ファイリング装置の賃貸借

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 平成18年9月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。
- (2) 過去2年間において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (3) 調達物品の保守点検が可能な者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成18年9月12日(火)から10月4日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行われなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道警察本部告示第134号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年9月12日

北海道警察本部長 樋口 建史

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
運転免許証ファイリング装置の賃貸借 一式(1月当たりの単価)
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成19年2月1日から平成24年1月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成18年北海道警察本部告示第133号に規定する運転免許証ファイリング装置の賃貸借の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)
- (2) 入 札 日 時 平成18年10月23日 午前10時(送付による場合は、必着)
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る

返信用封筒（あて名を明記したもの）及び100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、8の(2)に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）で閲覧・印刷することができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税業者であるか免税業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び場所

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011-251-0110 内線 2236

9 Summary

A . Nature and quantity of products to be procured:Driver's License Filing System 1 set

B . Bid tendering date and time : 10:00 A. M., 23, October, 2006

C . Contact : Finance Division, Genenral Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police
Headquarters, nishi7-chome, kita2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan.
Phone : 011-251-0110 Extension 2236

